

## 久下けやきハウス 利用料金表

事業所番号: 1173800465

(令和4年1月1日より適用単価)

減免対象者		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第2段階	要介護1	19,560	5,429	24,989	25,664	24,600 (1日あたり) 820	11,700 (1日あたり) 390	6,480 (1日あたり) 216	68,444
	要介護2	21,600	5,654	27,254	27,990				70,770
	要介護3	23,790	5,895	29,685	30,487				73,267
	要介護4	25,860	6,122	31,982	32,846				75,626
	要介護5	27,870	6,344	34,214	35,138				77,918

減免対象者		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第3段階 ①	要介護1	19,560	5,429	24,989	25,664	39,300 (1日あたり) 1,310	19,500 (1日あたり) 650	6,480 (1日あたり) 216	90,944
	要介護2	21,600	5,654	27,254	27,990				93,270
	要介護3	23,790	5,895	29,685	30,487				95,767
	要介護4	25,860	6,122	31,982	32,846				98,126
	要介護5	27,870	6,344	34,214	35,138				100,418

減免対象者		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第3段階 ②	要介護1	19,560	5,429	24,989	25,664	39,300 (1日あたり) 1,310	40,800 (1日あたり) 1,360	6,480 (1日あたり) 216	112,244
	要介護2	21,600	5,654	27,254	27,990				114,570
	要介護3	23,790	5,895	29,685	30,487				117,067
	要介護4	25,860	6,122	31,982	32,846				119,426
	要介護5	27,870	6,344	34,214	35,138				121,718

減免対象外		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第4段階	要介護1	19,560	5,429	24,989	25,664	72,000 (1日あたり) 2,400	49,500 (1日あたり) 1,650	6,480 (1日あたり) 216	153,644
	要介護2	21,600	5,654	27,254	27,990				155,970
	要介護3	23,790	5,895	29,685	30,487				158,467
	要介護4	25,860	6,122	31,982	32,846				160,826
	要介護5	27,870	6,344	34,214	35,138				163,118

- ※1 表面の利用料のほかに、初期加算として入居した日から30日間は1日あたり30単位かかります。  
また、安全対策体制加算として入居初日に限り20単位かかります。
- ※2 ②の加算として、(1)夜勤職員配置加算(Ⅳ)1日21単位、(2)日常生活継続支援加算1日46単位、(3)看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)12単位、(4)栄養マネジメント強化加算1日11単位、(5)科学的介護推進体制加算(Ⅱ)1ヶ月50単位、  
(6)処遇改善加算(Ⅰ)(サービス単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(Ⅰ)(サービス単位数の2.7%)、(7)生活機能向上連携加算1ヶ月200単位、(8)褥瘡マネジメント加算1ヶ月3又は13単位、(9)口腔衛生管理加算1ヶ月90単位(該当者のみ)があります。  
⑦のその他は、日用品費1日216円です。外泊時費用(1日246単位、月6日限度)が算定されることがあります。
- ※3 入居一時金等は、一切ありません。
- ※4 個別対応等の特別なサービスについては、全額個人負担となります。
- ※5 利用料金は、介護保険法の改正等で改定になる場合がございます。

<< 段階について >> \*市町村発行の介護保険負担限度額認定証をもとに利用料金を決定しています。

区 分	対 象 者	
利用者負担 第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯全員が
利用者負担 第3段階 ①	課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	市町村民税
利用者負担 第3段階 ②	課税年金収入額が120万円を超える方	非課税者
利用者負担 第4段階	上記以外の方	

- 詳しくは、住所地の市町村役場介護保険課に、お問い合わせください。